

旧愛知郡役所保存修理工事について

主任研究員 辻 良平

1. はじめに

愛荘町指定文化財旧愛知郡役所は、平成28年度から平成30年度にかけて、愛荘町により保存修理工事が行われた。当協会は、平成26年度に実施された保存活用計画策定業務から携わり、それに引き続いて、修理工事の設計監理を行った。

本稿では、工事の概要について報告する。

2. 修理建物の概要

(1) 来歴

明治11年(1878)に発令された郡区町村編成法に基づき、明治12年、現在の愛荘町を中心として、ほかに彦根市、東近江市、犬上郡豊郷町のそれぞれ一部を含んだ地域に、「愛知郡」という行政単位が設置された。

庁舎には、郡発足以来、寶満寺という寺の庫裏が充てられていたが、大正11年(1922)になってようやく、『近江愛知郡志』に「広壮なる」と形容されるような、立派な庁舎が竣工した。これが現存する旧愛知郡役所である。

ところが、翌大正12年、郡制そのものが廃止されることとなり、さらに同15年には、残務処理のため残されていた郡役所も廃止された。以後しばらく、本建物は愛知郡教育会や滋賀県に管理されていたが、昭和12年(1937)4月、滋賀県は建物を愛知郡農会に譲渡し、さらに33年8月には敷地を滋賀県農協中央会愛知支部に譲渡した。

以降、本建物は長らく農協が使用していたが、近年になって愛荘町が保存活用に動き、平成28年に土地と建物を取得し、同4月14日付で町指定文化財に指定した。

(2) 構造・規模等（修理前）

木造2階建てで、北面を正面とし、中央の主屋（桁行21.816m、梁間10.908m）の東西に、それぞれ翼部（桁行11.817m、梁間4.545m）が接続し、さらに主屋正面の中央やや東寄りに車寄せ、南面西寄りにコンクリート造の金庫室が付属する。

平面は1、2階とも中央の主屋を広間とし、翼部を小部屋に区画する構成を基本とするが、1階広間（ショップ）及び東翼部南側の室（交流サロン）の内部には、後世の改造により壁が追加されている。廊下は1階広間の東側と北側、2階広間の東西側に、階段は広

間東側と西翼部中央に配置されている。

基礎は原則的に煉瓦積み布基礎で、間仕切り位置の一部のみ煉瓦積み独立基礎とする。

柱、間柱は土台建ちで、要所の柱を通し柱とし、筋違を設けて軸部を固める。1階の柱上部には胴差を廻らせ、二階梁を架け渡す。2階の柱上部は、側柱通りには敷桁または妻梁を廻らせ、室内の柱通りには頭繫を設ける。

1階の床組は、束石の上に床束を建て、大引を渡し、根太を配る。2階の床は、二階梁の上に根太を配る。

小屋組は、主屋及び翼部の切妻造の部分は真束小屋組（キングポストトラス）とし、翼部の寄棟造の部分は、配付陸梁と隅陸梁に小屋束を立て、配付合掌、隅合掌、妻合掌を架けて棟を組む。各合掌には転び止めを設けて母屋を渡し、野棟木、野隅木、谷木を適宜架け渡して、野垂木を配る。

内装のうち、床廻りは1階廊下土間（モルタル洗い出し仕上げ）を除き、根太に板張りとするところまではすべての部屋で共通とするが、仕上げはリノリウムやパンチカーペット、ビニル床タイルなど様々な種類が混在する。壁は、大部分は木摺り下地の漆喰塗とするが、廊下の一部は腰板張りとなっており、また中古の改造で、漆喰塗りの上に化粧ボードを張っている部屋もある。天井は、木摺り下地の漆喰塗りを原則とするが、交流サロンと、ショップ（1階広間）、ホール（2階広間）は化粧ボード張りで、また階段の裏にあたる部分は化粧板張りとする。内装については、当初の状態についての考察を含め、後述する。

外装は、基礎立ち上がりはモルタル洗い出し仕上げとし、土台から二階窓上の付け鴨居までの壁面は下見板張りとするが、正面出入口の両脇間においては、腰から下は豎羽目板張り、腰から上は漆喰塗とする。また、二階窓上の付け鴨居より上、付け桁までの間および正面の二階窓と一階窓の間の一部を、装飾的に化粧鉄板張りとする。

軒廻りは、小屋の陸梁を外部に持ち出し、出桁を渡し、小壁板、小天井を設ける。さらに軒天井板と鼻隠し板を野垂木に取り付け、広小舞を廻らす。また、東西翼部の妻面は、中央二間をガラリー窓、脇二間ずつを漆喰塗りの上にトタン板張りとする。

屋根は棧瓦葺で、主屋と東西翼部全体で寄棟造とし、東西翼部の正面側に突出する棟を切妻造とする。

車寄せは礎石建ちで、土間床は人造石研ぎ出し仕上げ、天井は竿縁天井とし、屋根は切妻造棧瓦葺で、妻の外装は、化粧鉄板張りとする。

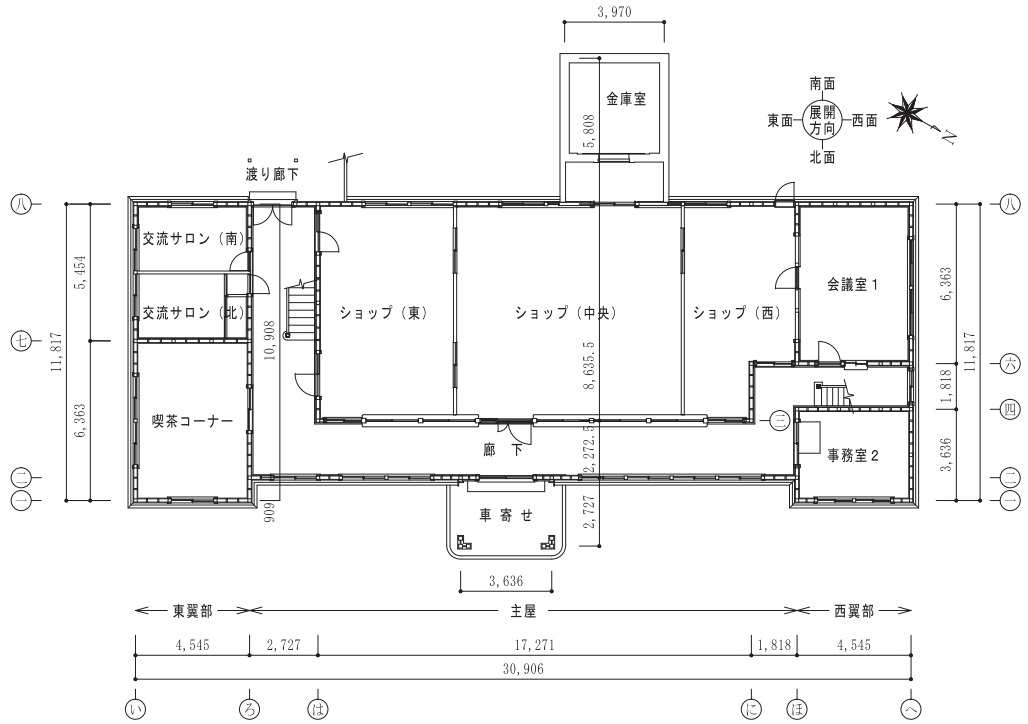


図1 修理前1階平面図

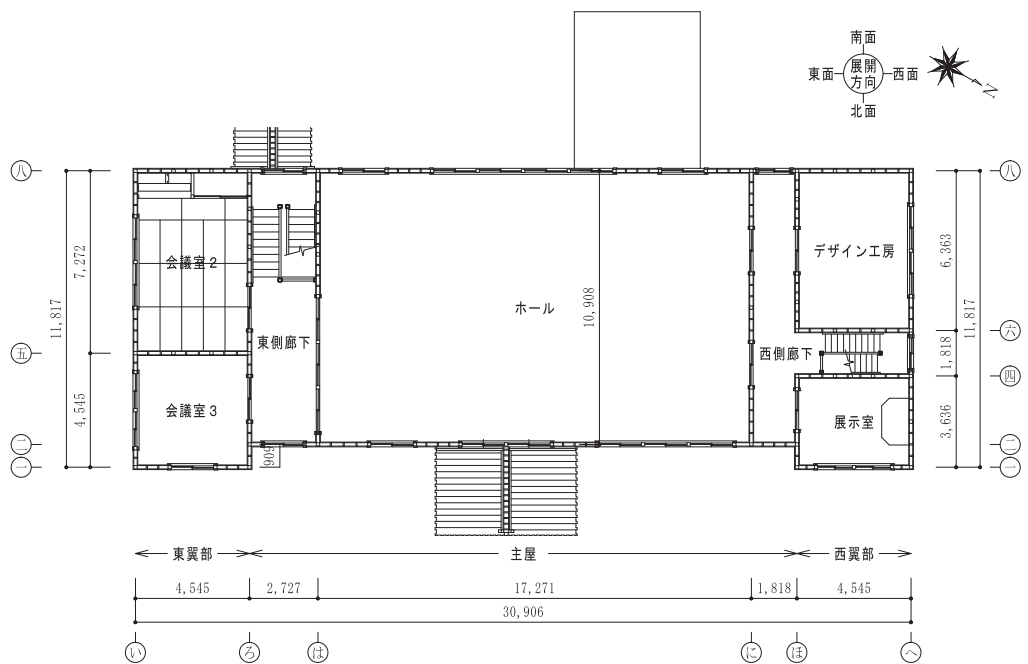


図2 修理前2階平面図

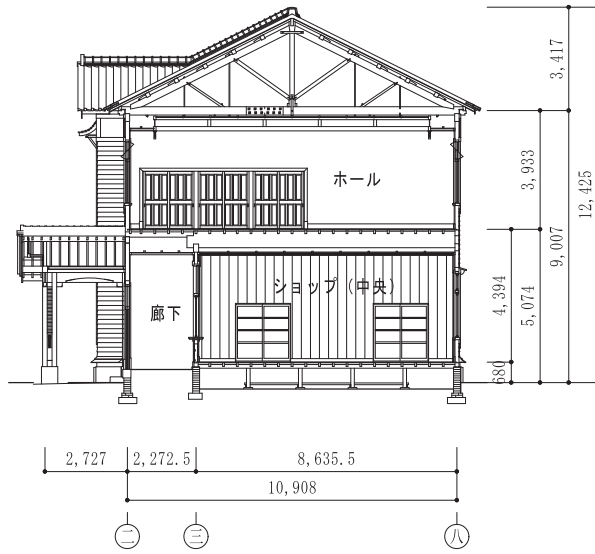


図3 修理前梁間断面図

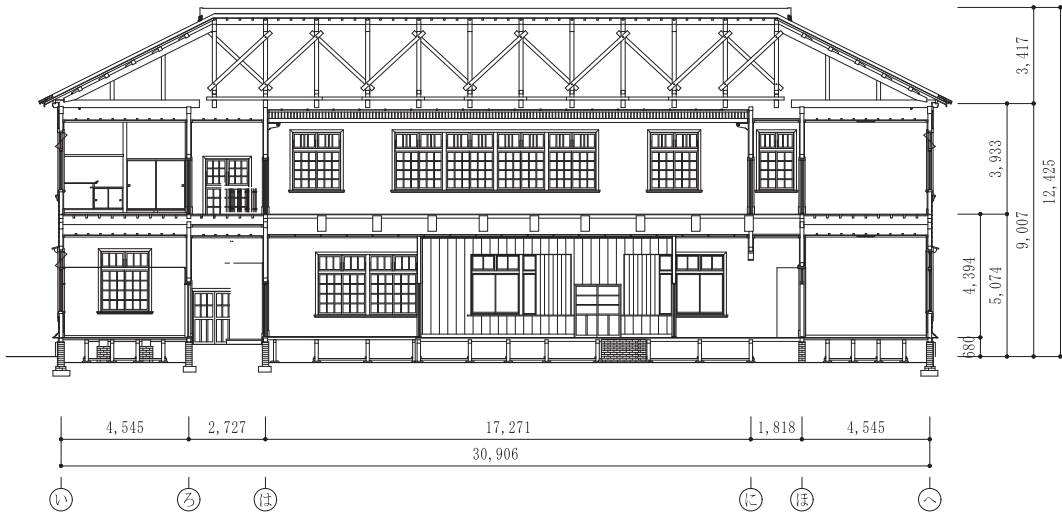


図4 修理前桁行断面図



写真1 修理前正面（北面）



写真2 修理前背面（南面）



写真3 修理前ショップ（中央）（東北側を見る）



写真4 修理前ホール（西側を見る）



写真5 修理前1階床組（会議室1）



写真6 修理前2階床組（ホール）



写真7 修理前小屋組トラス



写真8 修理前煉瓦基礎

3. 修理の概要

(1) 修理方針と計画

本工事の修理方針は、現状調査、破損調査、耐震診断の結果と活用計画の内容を総合して、屋根替え及び部分修理工事とし、耐震補強工事を行うこととした。以下、方針を定めるに至った経緯を記す。

まず修理前の破損状況は下表に示すとおりである。

表1 修理前の破損状況

部位	破 損 状 況
基 礎	顕著な破損はなかった。
軸 部	主屋南面土台の一部が腐朽していた。1階広間北西部床組の一部が蟻害を受けていた。
軒廻り	出桁、鼻隠し板が一部湾曲していた。
小屋組	トラスには顕著な破損はなかったが、野垂木、野地板は屋根東側谷部の雨漏りが生じている箇所において腐朽していた。
屋 根	瓦屋根は、瓦の劣化や葺土粘土の乾燥化が進行しており、瓦の緩みや屋根面の不整が認められた。
外 装	下見板は建物南面において日焼けによる劣化が進行し、袴部分は四周において腐朽していた。東翼屋南面の庇は屋根板が腐朽していた。
内 装	床は当初の仕上げはほぼ欠失しており、現在残っている材料も破損が著しく再用に堪える状態ではなかった。壁は一部改造を受けた箇所を除き漆喰壁が残るが、再用は困難であった。天井も壁同様に漆喰壁が残るが、再用は困難であった。
造作材	顕著な破損はなかった。
建 具	1階の建具には、一部、アルミ製建具に取り替えられているものや、ダクトを設けるための改造を受けたものが存在した。2階は当初の木製建具がすべて残っていた。ただし、それらの木製建具は、ガラスの割れや脱落が多く見られることに加え、建て付けも悪くなっていた。

まとめれば、木部は比較的健全であるが、一部、修理を必要とし、屋根瓦と内装はほぼ全面的な取替えを必要とする状況であった。

次に活用計画に即して、本建物は交流施設とする運びとなったため、建物の用途が変更されることとなり、建築基準法上は不特定多数が利用する「集会場」に該当することとなった。これにより、建築基準法に適合する建物に改修する必要が生じたのだが、文化財としての価値を保存する観点から、建築基準法第3条に定められた適用除外を受けることとした。つまり、建物の現状において建築基準法等に不適合となっている事項のうち、改修によって適合させることが困難か、あるいは適合させることによって文化財としての価値を大きく損なう事項に関しては法律の適用除外を受け、適合させることが可能な事項について

ては、改修により適合させるという方針で、修理計画を策定していくことになった。

耐震診断も、この方針を前提として実施することとなった。

まず、基準法適用除外の手続きを進めるに当たって、建築物耐震判定評価委員会の承認が必要となったことから、評価の取得を目的として、精密診断法2（保有水平耐力計算）を採用した。収容人員を200人程度と想定した上で、「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」に準拠し、目標評点1.0以上として実施した。

その結果、本建物は、主屋において建物面積に対して壁の耐震要素が少ないこと、床の現状の仕様では剛床仮定が成り立っておらず、地震時に一体となって挙動しないことなどにより全体的に不安定な構造となっており、耐震性能が非常に低いことが明らかとなった。

補強計画は、意匠に悪影響をなるべく及ぼさないこと、将来に取り外すことが可能であること、元の部材と補強材を区別できること、安全性を確保できる範囲で必要最小限とすることなどを原則とし、以下のように計画した。

- i 椽瓦土葺を椽瓦引掛け葺に変更し、屋根荷重を軽減する。
- ii 主屋には鉄骨造のラーメンフレーム、東西翼部には柱間に構造用合板を設置し、建物の耐力を確保する。
- iii 水平構面に対して、主屋には鉄骨の水平ブレース、東西翼部には構造用合板を設置して、水平面内の変形を抑える。
- iv 既存煉瓦基礎を撤去し、鉄筋コンクリートべた基礎として、地震力を地盤に確実に伝える。

これらの方針に基づき、修理工事を以下のように計画した。

準備工事 敷地内における本建物以外の建物はすべて撤去することとし、不要な樹木は伐採・除根し、敷地の整地を行う。また、南面の金庫室を撤去する。

仮設工事 素屋根足場を設置し、必要に応じて、外部足場、内部足場を設置する。

曳家工事 耐震補強として既存の煉瓦基礎を解体し、鉄筋コンクリート基礎を新たに建造するため、本建物をいったん敷地南側に移動し、基礎の整備後、再び原位置に戻す。

解体工事 破損部と整備に必要な部分に範囲を限定した、本建物の部分解体を行う。

基礎工事 鉄筋コンクリート造のべた基礎を新設する。

木工事 解体範囲の復旧と、破損部の補修、また整備に必要な施工を行う。古材はできるだけ再用し、新補材は在来の仕様に倣うことを原則とする。

屋根工事 現状の椽瓦葺を全面的に葺き替える。鬼瓦、雁振瓦の一部を除き、すべて新補

材を用いる。また、屋根荷重軽減のため、土葺工法から引掛け棧工法に変更する。

構造補強工事 既存の軸組に対して金物を取り付け、仕口を補強する。主屋は、内部に鉄骨フレームと鉄骨ブレースを組み立て、構造を補強する。両翼部は、既存壁面に構造用合板を取り付けて耐力壁とし、2階床面と屋根裏面に構造用合板を取り付けて水平構面の補強とする。

左官工事 既存の漆喰塗壁、漆喰塗天井はすべて下地まで解体し、漆喰調塗料仕上げに変更する箇所を除き、復旧する。1階廊下土間のモルタル洗い出し、車寄せ土間の人造石研ぎ出しは従来通り復旧し、煉瓦基礎の立ち上がりの外部に面する部分に施されていたモルタル洗い出しも、新設する鉄筋コンクリート基礎に対して施工する。

建具工事 既存の木製建具は再利用し、欠失している箇所は木製建具にて復旧することを原則とするが、整備のため、一部、アルミ製建具を用いる。

塗装工事 化粧となる木部、化粧鉄板表面にはすべて塗装を施す。在来の塗装はすべて塗り直すこととし、補足部分の塗装色は在来に倣って色を整える。

内装工事 既存の床、壁、天井の仕上げはすべて撤去し、新たに施工する。

雑工事 間仕切りの追加、スロープの設置、小屋裏隔壁の設置、樋工事、屋外階段の設置等を行う。

便所棟新築工事 本建物南側に鉄筋コンクリート造の便所棟を新築する。

外構工事 困障工事、構内舗装工事、車いす通路設置工事、屋外排水設備工事等を行う。

電気設備工事 建物の活用に必要な電気設備として、受変電設備、幹線設備、動力分岐設備、電灯設備、屋外照明設備、コンセント設備、非常照明設備、誘導灯設備、表示灯電源設備、電話配管設備、情報配管設備、非常放送設備、インターホン設備、テレビ共聴設備、ITV設備、機械警備配管設備、トイレ呼出設備、自動火災報知設備を整備する。

機械設備工事 建物の活用に必要な機械設備として、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、空調設備、換気設備を整備する。

(2) 現状変更と工事の要点

表2に現状変更一覧を挙げる。本工事の要点はこの表にほぼ含まれているので、以下、この表に即して、雑感を交えながら述べることとする。なお現状変更は、前項の方針と計画に基づき、愛荘町文化財保護審議会への諮問と承認を経て行った。

表2 現状変更一覧

番号	種類	内 容	
一	耐震補強	煉瓦基礎をコンクリート基礎に改める。	
二	イ 復旧整備	柱間装置を整備する	交流サロン内部の間仕切り及び押入れを撤去するとともに、出入口を片開き戸2箇所から両開き戸に変更する。
	ロ 復旧整備		ショップ金庫室出入口両脇の窓のアルミ製建具を木製建具に整備する。
	ハ 復旧整備		金庫室の撤去にともない、出入口（木製引違い戸）を壁に変更する。
	ニ 活用のための整備		ショップ南面西端の出入口（建具欠失）を両開き戸（アルミ製建具外開き）に整備する。
	ホ 復旧整備		カウンターの引違い窓の建具をアルミ製から木製に変更する。
	ヘ 活用のための整備		ショップ北側のスロープ設置にともない、北側出入口を両開き戸（アルミ製建具外開き）から引違い戸（アルミ製建具）に整備する。
	ト 復旧整備		ショップと会議室1境のアルミ製片開き戸を木製両開き戸に整備する。
	チ 復旧整備		会議室1北面のアルミ製片開き戸を木製片開き戸に整備する。
	リ 復旧整備		会議室1西面の欄間の引違い窓を回転窓に変更するとともに、現状のアルミ製建具を木製建具に整備する。
	ヌ 復旧整備		1階廊下北面出入口のアルミ製引違い戸を木製引違い戸に整備する。
	ル 活用のための整備		一階廊下南面出入口の両開き戸を木製建具内開きからアルミ製建具外開きに整備する。
	ヲ 活用のための整備		ホール南面東端と二階西側廊下南面の窓（引違いガラス窓及び回転窓）を両開き戸（アルミ製建具外開き）に整備する。
ワ 復旧整備	ショップ内部の間仕切りを撤去する。		
三	イ 活用のための整備	郡役所内部を整備する	ショップ内部の一部の間仕切りで区画し、新たな室を整備する。
	ロ 活用のための整備		ショップ北側出入口にスロープを新設する。
	ハ 活用のための整備		各室内部仕上げを整備する。
四	活用のための整備	建物南側の金庫室を撤去する。	
五	耐震補強	屋根葺形式を土葺から引掛け棧瓦葺に変更する。	
六	耐震補強	主屋を鉄骨で補強する。	
七	耐震補強	両翼部の壁及び床を補強する。	
八	イ 復旧整備	その他の整備を行う	ショップ東側の床組を復原する。
	ロ 活用のための整備		床下の工作物を撤去する。
九	活用のための整備	建物南側に屋外階段を新設する。	

①耐震補強

表2の「一」「五」「六」「七」が耐震補強工事にあたる。本修理工事のメインと言える。

耐震補強に当たっては、全解体工事ではなかったので、まず建物の曳家を行った上で、煉瓦基礎の撤去、鉄筋コンクリート基礎の設置を行い、しかる後、鉄筋コンクリート基礎の上に建物を曳家で戻すという手順を取った。

最初に曳家をする時には、住民を主な対象とした見学会が愛荘町主催で開かれた。筆者も説明係として参加したが、見学会に来られていた方が「もっと傷んでいるかと思っていた」と仰ったのが印象に残っている。内部の大壁や外部の下見板を解体したことで、初めて建物の柱や梁をご覧になったことから発した感想である。当然のことであり、わかっていたことでもあるが、文化財修理にそれほど馴染みのない方が「この建物はもう使えない」と判断するラインは、修理技術者よりもはるか手前に存在する。少しでもそのラインを動かせたのなら、見学会をやった甲斐があろうというものである。

その後の工事は、元の位置に戻した建物に素屋根足場をかけ瓦屋根を解体してから、いったん足場の屋根を部分的に取り外し、鉄骨のラーメンフレームと水平ブレースの部材を搬入し、内部で組立てる、という手順で進んだ。また、両翼部の壁や床には、内部に構造用合板を設置した。(図5、図6、写真9～写真12)

今回の補強は、文化財建造物であること、「集会場」として今後活用していくこと、コストのことなどに配慮した、バランスの良い方法であったと考えているが、無論、絶対的な唯一解ではない。極端な仮定をするならば、今後は一切立ち入り禁止の建物とすることにして補強を行わないという方法や、コストを度外視して免震構造とする方法もありえたかもしれない。また、ディテールについて言えば、今回の工事では、「補強したことを明確に示すほうがよい」という保護審議会での意見もあって、鉄骨フレームの柱や梁は室内に露出することとなり、木部と同色の塗装仕上げとした。その結果、2階の広間などはさほど違和感なく竣工したと思うのだが、先ほどと同様に、文化財修理にそれほど馴染みのない方の見方はまた異なるかもしれない。一方、保護審議会のある委員の方は、木部と同色の塗装を竣工後にご覧になって、「鉄骨が今回の工事で補足した材だと分かりにくい印象を与える」という意味で、逆に違和感のないことに対して微妙に否定的な感想を漏らされていた。まことに考え方は人それぞれで、そうした多様性を一つの設計にまとめる責任を痛感した。

②復旧整備と活用のための整備

今回の工事では、旧規に復する整備と活用のための整備が相互に関係しているので、ここでは一まとめにして、トピックごとに述べていくこととする。

間仕切り（表2 ニーイ、ニーワ、ミーイ）

修理前、交流サロン内部とショップに設けられていた間仕切り及び押入れは明らかに後補であり、活用上の理由もあり、これを撤去した。一方、ショップ内部に事務室を作りたという活用計画もあり、南西隅を木製の間仕切りで区切り、新たな室とした。

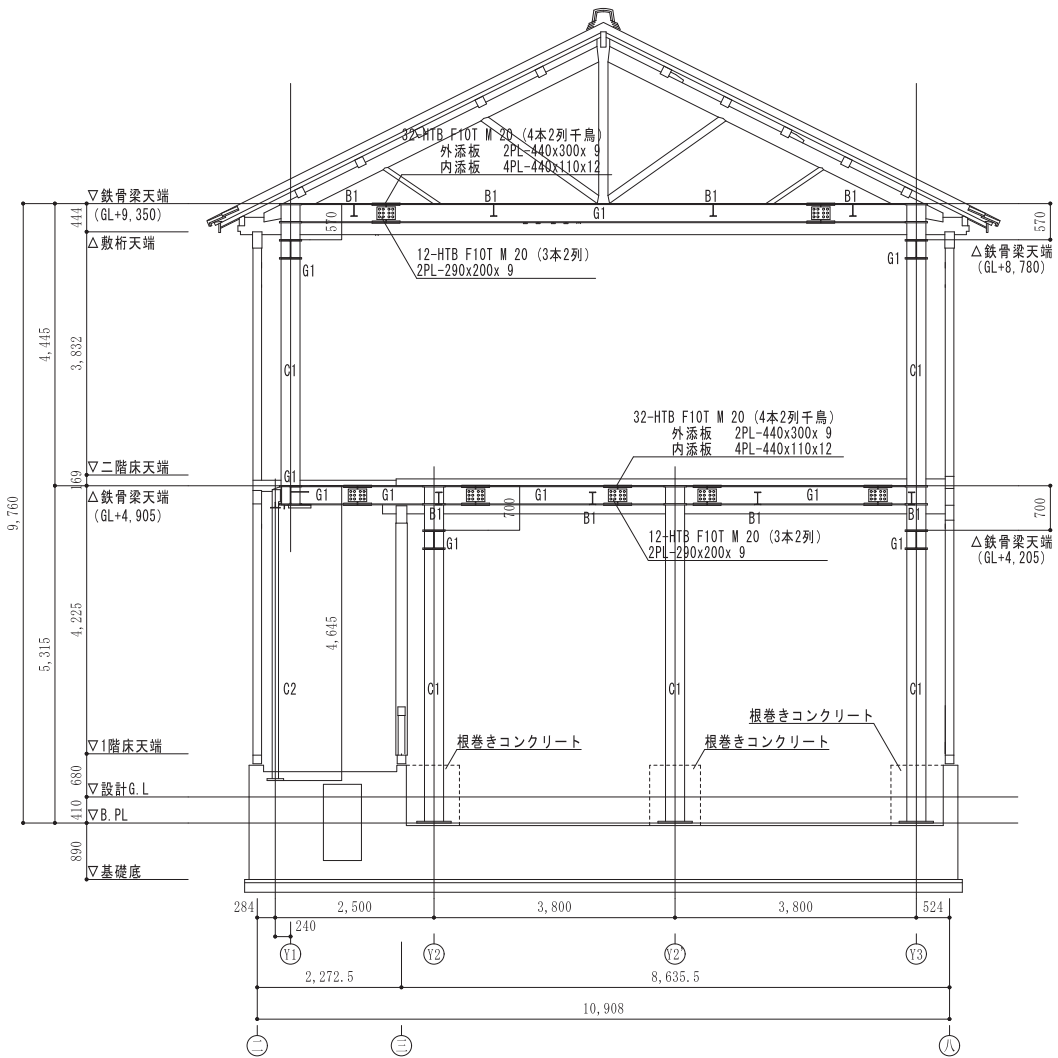
南面廻り

主屋南面に付属した金庫室は、窓を一部ふさぐように作られており、後補であると判断できた。今回、南面は屋外階段を設置することになったので、金庫室は撤去することにした（表2 四）。また、金庫室への出入口は当初は壁であったことが痕跡から判明したので、今回の工事では壁に復した（表2 ニーハ）。

その屋外階段は、既存の階段が東西ともに建築基準法の基準を満たさないため、安全な避難経路の確保を目的として設置することになったものである。鉄骨造とし、建物南面に2箇所、設置した。（表2 九、写真13）

また、2階における屋外階段への出入口2箇所は、修理前は引違い窓だった部分を、両開き戸に整備した（表2 ニーヲ）。ここには、今回の修理において当初と異なる形式に改造したことを明示するという観点から、アルミサッシ、アルミ製建具を用いた。

一方、1階南面における既存出入口は、法令上の理由から、両開き戸（外開き）に改修することとし、今回の修理において当初と異なる形式に改造したことを明示するという観点から、アルミサッシ、アルミ製建具を用いた（表2 ニール、ニーニ）。



凡例

- 柱 C1 : □-300×300×16 (BCR295)
- 柱 C2 : □-100×100×6 (STKR400)
- 大梁 G1 : H-300×300×10×15 (SS400)
- 小梁 B1 : H-200×100×5.5×8 (SS400)

図5 鉄骨補強主架構図



写真9 鉄骨搬入状況



写真10 鉄骨フレーム

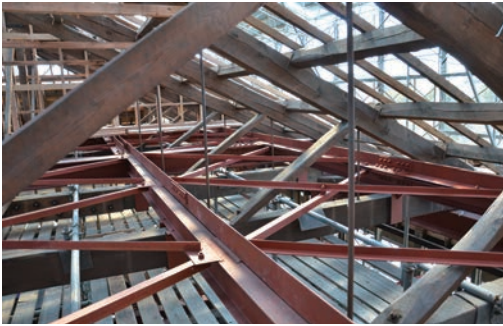


写真11 小屋裏水平ブレース



写真12 2階床下水平ブレース



写真13 新設屋外階段

ショップ北側

1階廊下とショップの床高とは約26cmの差があり、活用において車いすで行き来できるようにするため、ショップ北側出入口の内部側にスロープを新設することとした(表2 三ー口)。また、当該部分の出入口は、解体調査の結果、柱側面に窓台と腰板胴縁を取り付けるための柄穴が残されていた上、土台上端に間柱の柄穴、付け土台上端に腰板の柄穴が残されており、当初は、出入口でなく、カウンターが連続していたと判明した。今回の修理においては、スロープとの関係上、引違い戸に変更することとし、当初と異なる形式

に改造したことを明示するという観点から、木製建具ではなく、アルミサッシ、アルミ製建具を用いた。(表2 二へ、写真14、写真15)

内装(表2 三へ、表3)

i) 床廻り

〔当初の状態についての考察〕

修理前の床板は、根太、大引に釘跡が1回分しかなく、当初材と見なすことができた。この当初床板のうち、ショップ(中央)、ショップ(西)、展示室の3室に用いられているものは、仕口を本実加工とし、忍び釘打ちにて留め付けていたが、それ以外の部屋に用いられているものは、仕口を相じゃくり加工とし、脳天から釘で打ち留めていた。

床の仕上げは、ホール、デザイン工房、二階西側廊下、西側階段踊り場に残されていたリノリウムが最も古く、それ以外は欠失しているか、明らかに新しい材料を用いていた。また、古写真により、展示室はカーペット敷きであったことが判明した。(写真16)

これらをまとめると、当初の床仕上げは、ショップが化粧板仕上げ、展示室が化粧板の上にカーペット敷きであり、それ以外の室については、荒床板の上にリノリウム敷き



写真14 ショップ北側出入口 解体状況



写真15 ショップ北側出入口 土台上端



写真16 展示室古写真

であったか、痕跡がないところに関してはそれ以外の仕上げであった可能性があると言えた。

〔現状変更〕

ショップは、現状の仕上げは、東側が荒床板の上に塩化ビニルシート貼り、中央が化粧材の床板の上にカーペット張り、西側が化粧材の床板仕上げとしていた。今回、敷居との間の段差の解消を図るなどの活用上の理由により、既存の床板の上に厚15mmの杉化粧板を張って仕上げとした。

デザイン工房は、修理前の仕上げはリノリウム張りであったが、この仕様で復旧した場合、下地の不陸を完全に調整することは困難であることから、仕上げの美観に影響が生じるので、今回の工事では、不陸の影響が出にくく、メンテナンスも容易な材料を用いることとした。活用計画において、流しを設置する部屋となるので、耐水性も考慮し、既存の床板にラワン合板を捨て張りした上、ビニル床タイル張り仕上げとした。

喫茶コーナーは、現状はカーペット張りで、当初の仕上げは欠失しており不明であるが、デザイン工房と同様の理由で、既存の床板にラワン合板を捨て張りした上、ビニル床タイル張り仕上げとした。

交流サロン、事務室1、会議室1、事務室2、会議室3、ホール、展示室、2階東側廊下及び東階段踊り場、2階西側廊下及び西階段踊り場については、上記と同様の考え方に基づき、不陸の影響が出にくく、メンテナンスも容易な仕様として、既存の床板にラワン合板を捨て張りした上、タイルカーペット張り仕上げとした。

ii) 壁

〔当初の状態についての考察〕

壁については、中古の改造はすべて漆喰塗の上に施されており、漆喰塗は塗り替えられていないので、当初の漆喰塗がすべて残っているものと判断した。

〔現状変更〕

交流サロン、ショップ、会議室1において漆喰塗の壁の上に施された仕上げはすべて撤去した。

交流サロン、喫茶コーナー、ショップ、事務室1、事務室2、会議室2、会議室3、デザイン工房の壁については、活用の面から耐久性を尊重し、さらにメンテナンス性も考慮して、プラスターボード張りの上、石灰系仕上げ塗材（漆喰調塗料）による塗装仕上げに変更した。

iii) 天井

〔当初の状態についての考察〕

修理前、天井部分で大きく改造を受けているところは、交流サロン(南・北とも)、ショップ(東・中央・西とも)、ホールの3箇所であった。

まず、交流サロンは、漆喰塗の天井の下に姑息的に下地を組んで吸音石膏ボード張りの天井を作っており、当初の形式が漆喰塗りであることは確かであった。(写真17)

ショップは、東側は天井板を合板とした格天井、中央は同様の格天井の下に下地を組み、吸音石膏ボード張り、西側は垂れ壁より東を格天井、垂れ壁より西を漆喰塗としていた。また、ホールの上段天井部分は、ショップと同様の格子形の天井としていた(下段は漆喰塗り)。(写真18)

これらの広間の天井のうち、ショップ中央の吸音石膏ボード張りが後補であり、漆喰塗が当初の形式であることは明らかであるが、合板を張った格天井部分については当初どのような形式であったのか。

合板を張った格天井部分の下地は、ショップ・ホールとも、梁に直接釘打ちした吊木(30mm角)に東西方向の野縁(52mm角)を取り付け、その野縁に幅60mm深さ30mmの欠き込みを入れて、南北方向の野縁(成21mm×幅45mm)を取り付けるという形式で、欠き込みの寸法が、南北方向の野縁に対して大きく、仕事も粗かった。また、東西方向の野縁下面には、幅30mm程度の小間返しで、木摺りの取り付けの痕跡が残されていた。(写真19)

さらに、ホールについては古写真が存在し、当初は平滑な天井面であったことが判明した。(写真20)

以上を総合すると、合板張りの格天井部分は、当初は東西方向にのみ野縁を設け、幅30mmの木摺り板を小間返しに打ち上げて下地とし、紙または織物等の素材を用いた天井用クロスを張っていたものと考えられた。



写真17 交流サロン（南） ボード天井裏



写真18 修理前ホール格天井



写真19 天井野縁下面 木摺り板痕跡



写真20 ホール古写真

その他、現状で漆喰塗りとなっている天井、階段裏の板張り天井は改造を受けた形跡もなく、当初のものであると考えられた。

〔現状変更〕

交流サロンにおいて漆喰塗りの天井の下部に設けられた吸音石膏ボード張り天井は撤去した。また、ショップ（中央）において、格天井の下部に設けられた吸音石膏ボード張り天井は撤去した。

交流サロン、喫茶コーナー、事務室2、会議室2、会議室3、デザイン工房の天井については、活用の面から耐久性及びメンテナンス性も考慮して、プラスターボード張りの上、石灰系仕上げ塗材（漆喰調塗料）による塗装仕上げに変更した。

ショップ、ホールの天井については、当初の仕様である天井用クロスで復旧した場合、下地の不陸を完全に調整することは困難であることから、仕上げの美観に影響が生じ、さらに施工後、下地の伸縮等によって、早期にめくれや亀裂が発生することが予想されたので、今回の工事では、耐久性とメンテナンス性を重視し、化粧石膏ボード張りとした。

その他

修理前にアルミ製建具に改造されていた部分のうち、上記「南面廻り」と「ショップ北側」以外の箇所については、周囲の形式に倣って木製建具に整備した。（表2 ニーロ、ホ、ト、チ、リ、ヌ）

ショップ東側の床組は中古の時期に、根太と床板をすべて取り替える改造を受けたと見られた。今回の工事では、ショップ東側の床組は当初の形式で復旧した。（表2 ハーイ）床下には、煉瓦基礎以外にいくつか工作物が存在した。

表3 内部仕上げ一覧

※網掛け：「竣工」が「現状」と異なる仕上げ

室名	区分	仕 上 げ		
		床	壁	天井
交流サロン	現状	(南)ビニル床タイル張り (北・踏み)ビニル床タイル張り (北)畳敷き	(南)クロス張り (北)化粧ボード張り	(南北とも)吸音石膏ボード張り
	竣工	タイルカーペット張り	石灰系仕上げ塗材塗装	石灰系仕上げ塗材塗装
喫茶コーナー	現状	パンチカーペット張り	漆喰塗	漆喰塗
	竣工	ビニル床タイル張り	石灰系仕上げ塗材塗装	石灰系仕上げ塗材塗装
ショップ	現状	(東)塩化ビニルシート張り	(東)漆喰塗、化粧ボード張り	(東)合板張り
		(中央)パンチカーペット張り	(中央)化粧ボード張り	(中央)吸音石膏ボード張り
		(西) 化粧板張り	(西) 漆喰塗 化粧板張り(カウンター廻り腰下)	(西) 合板張り(垂れ壁より東側) 漆喰塗(垂れ壁より西側)
	竣工	既存床板の上に化粧板張り	石灰系仕上げ塗材塗装 化粧板張り(カウンター廻り腰下)	化粧石膏ボード張り 漆喰塗(垂れ壁より西側)
事務室1	現状	塩化ビニルシート張り	漆喰塗 化粧ボード張り 化粧板張り(カウンター廻り腰下)	合板張り
	竣工	タイルカーペット張り	石灰系仕上げ塗材塗装 化粧板張り(カウンター廻り腰下)	化粧石膏ボード張り
会議室1	現状	パンチカーペット張り	クロス張り	漆喰塗
	竣工	タイルカーペット張り	漆喰塗	漆喰塗
事務室2	現状	パンチカーペット張り	漆喰塗	漆喰塗
	竣工	タイルカーペット張り	石灰系仕上げ塗材塗装	石灰系仕上げ塗材塗装
一階廊下	現状	モルタル洗い出し仕上げ	漆喰塗 化粧板張り (北面腰下、カウンター廻り腰下)	漆喰塗 化粧板張り(階段裏)
	竣工	モルタル洗い出し仕上げ	漆喰塗 化粧板張り (北面腰下、カウンター廻り腰下)	漆喰塗 化粧板張り(階段裏)
会議室2	現状	畳敷き 板敷き(床の間・押入れ)	漆喰塗 内装薄塗り材塗装(床の間)	漆喰塗
	竣工	畳敷き 板敷き(床の間・押入れ)	石灰系仕上げ塗材塗装 内装薄塗り材塗装(床の間)	石灰系仕上げ塗材塗装
会議室3	現状	板張り(仕上げ欠失)	漆喰塗	漆喰塗
	竣工	タイルカーペット張り	石灰系仕上げ塗材塗装	石灰系仕上げ塗材塗装
ホール	現状	リノリウム張り	漆喰塗	合板張り 漆喰塗(下がり天井)
	竣工	タイルカーペット張り	漆喰塗	化粧石膏ボード張り 漆喰塗(下がり天井)
デザイン工房	現状	リノリウム張り	漆喰塗	漆喰塗
	竣工	ビニル床タイル張り	石灰系仕上げ塗材塗装	石灰系仕上げ塗材塗装
展示室	現状	板張り(仕上げ欠失)	漆喰塗	漆喰塗
	竣工	タイルカーペット張り	漆喰塗	漆喰塗
二階東側廊下	現状	板張り(仕上げ欠失)	漆喰塗	漆喰塗
	竣工	タイルカーペット張り	漆喰塗	漆喰塗
二階西側廊下	現状	リノリウム張り	漆喰塗	漆喰塗
	竣工	タイルカーペット張り	漆喰塗	漆喰塗

まず一階広間中央部の一画が、南北1 m、東西1.6m程の大きさと、煉瓦積みで区画され、室内から物を入れられるような作りとなっていた。区画の内部は床面から45cmほど下に底面を設け、周囲の立ち上がり部分とともにモルタルで塗り込められた上、その範囲の床板と根太は周囲から独立して取り外せるように作られていた。煉瓦、床板、根太とも、周囲と同様の材料が用いられており、当初の形式であると見られた。(写真21、写真22)

次にショップ北西部、会議室1南面、会議室2西面には、コンクリートで作られた直方体が据えられ、室内に重量物を置けるようになっていた。これらは、周囲の根太との取り合いが姑息的であり、後世の改造で設置されたものと思われた。

これらは煉瓦基礎とともにすべて撤去した。(表2 八一口)



写真21 ショップ床下煉瓦区画



写真22 修理前ショップ床板煉瓦区画部分

4. おわりに

平成30年10月20日、保存修理工事の完成記念式典が執り行われた。旧愛知郡役所は「ゆめまちテラスえち」と新たに名付けられ、地域のシンボルとして、今後活用されていくこととなった。

本事業が、無事に竣工を迎えることができたのは、ひとえに関係者の方々が互いに協力しあえたことによると思う。あらためて、この場をお借りして、工事に携わったすべての皆さまに感謝を申し上げたい。

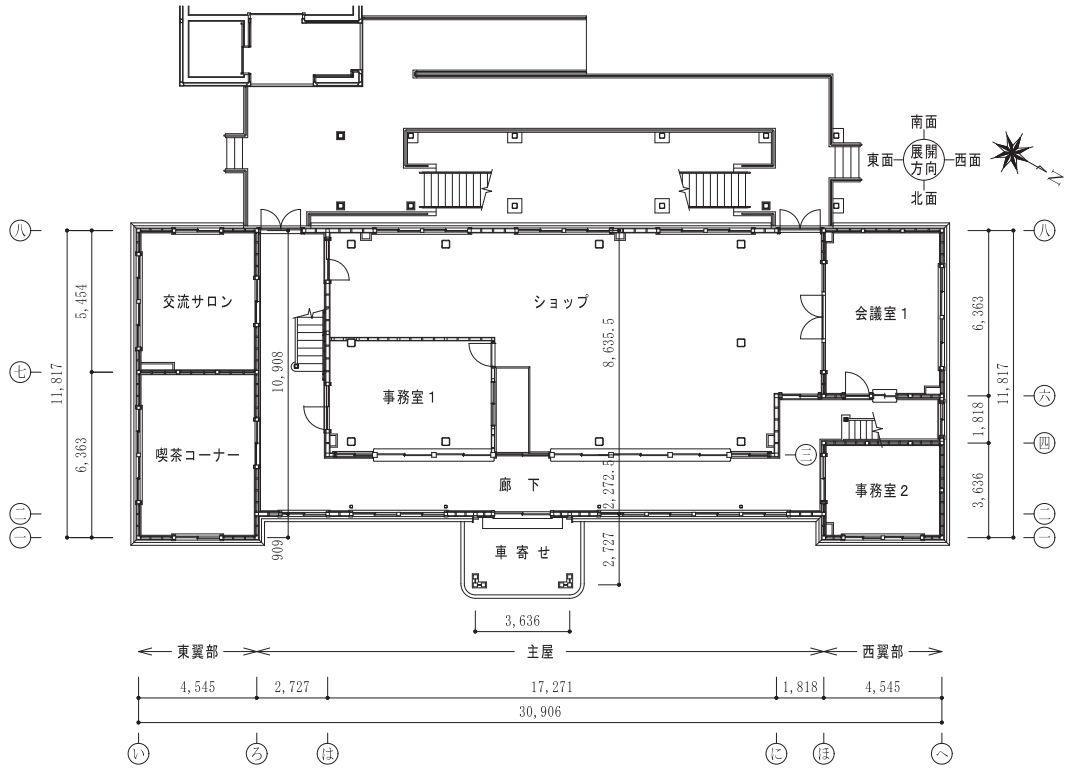


図7 竣工1階平面図

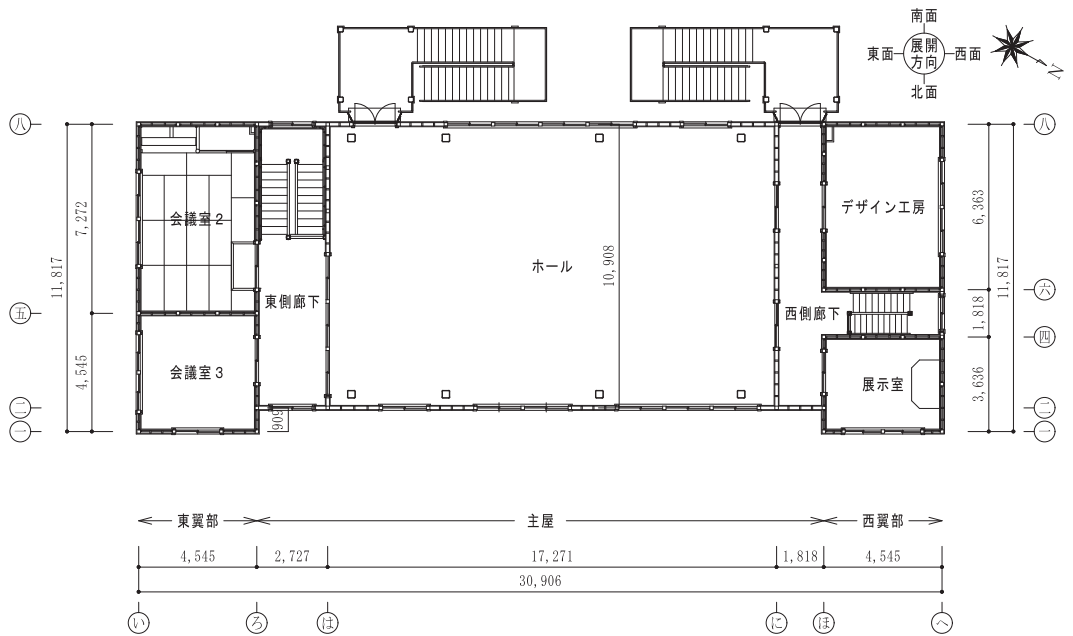


図8 竣工2階平面図



写真23 竣工正面（北面）



写真24 竣工背面（南面）



写真25 竣工ショップ（東北側を見る）



写真26 竣工ホール（西南側を見る）